

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日公布）

（建設局土木管理部道路河川管理課）

1 道路の占用料の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

占用料の額の改定

占 用 物 件			単 位	占 用 料			
				改 正 前		改 正 後	
				市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
電柱、電線、 変圧塔、郵便差出箱、 公衆電話所、広告塔 その他これらに類する 工作物	電 柱 及 び そ の 支 柱 類		1 本 につ き 1 年	円 3,800	円 470	円 4,600	円 450
	電 話 柱 及 び そ の 支 柱 類			2,200	270	2,600	260
	そ の 他 の 柱 類			220	27	260	26
	線 類	共 架 電 線 そ の 他 上 空 に 設 け る も の	長さ1メートル につ き 1 年	22	3	26	据置き
		地 下 電 線 そ の 他 地 下 に 設 け る も の		13	2	16	据置き
	変 圧 器	路 上 に 設 け る も の	1 個 に つ き 1 年	2,200	270	2,600	260
		地 下 に 設 け る も の	占用面積1平方 メートルにつ き1年	1,300	160	1,600	据置き
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所		1 個 に つ き 1 年	4,400	540	5,300	530
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,800	230	2,200	220
	広 告 塔		表示面積1平方 メートルにつ き1年	16,000	2,100	24,000	据置き
そ の 他 の も の		占用面積1平方 メートルにつ き1年	4,400	540	5,300	530	
水管、下水道管、ガス 管その他これらに類する 物件	管 路	外径が 0.07 メートル 未満のもの	長さ1メートル につ き 1 年	92	11	110	据置き
		外径が 0.07 メートル 以上0.1 メートル未満 のもの		130	16	160	据置き
		外径が 0.1 メートル以 上 0.15 メートル未満 のもの		200	24	240	据置き
		外径が 0.15 メートル 以上0.2 メートル未満 のもの		260	33	320	32
		外径が 0.2 メートル以 上 0.3 メートル未満の もの		400	49	480	47

		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530	65	640	60
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920	110	1,100	据置き
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	160	1,600	据置き
		外径が1メートル以上のもの		2,100	260	2,500	250
		そ の 他 の も の		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	160	1,600
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設	そ の 他 の も の		占用面積1平方メートルにつき1年	4,400	540	5,300	530
アーケード			占用面積1平方メートルにつき1年	410	54	490	50
日よけ類				2,000	270	2,400	260
上空又は地下に設ける通路			占用面積1平方メートルにつき1年	7,800	1,000	12,000	1,100
浄化槽その他これに類する施設				4,400	540	5,300	530
露店、商品置場その他これらに類する施設			占用面積1平方メートルにつき1年	4,400	540	5,300	530
看板（アーチであるものを除く。）			表示面積1平方メートルにつき1年	7,700	1,200	9,300	据置き
標 識			1本につき1年	3,500	430	4,200	420
旗 ざ お			1本につき1月	1,600	210	2,400	据置き
幕（工事用施設であるものを除く。）			その面積1平方メートルにつき1月	1,600	210	2,400	据置き
アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	16,000	2,100	24,000	据置き
	そ の 他 の も の			7,800	1,000	12,000	1,100
ぼんぼり	外径が1.5メートル未満のもの		1本につき1月	2,800	370	4,200	380
	外径が1.5メートル以上のもの			4,900	650	7,500	670
添 加 広 告 物			表示面積1平方メートルにつき1年	16,000	2,100	24,000	据置き
太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方メートルにつき1年	4,400	540	5,300	530

工 事 用 施 設 及 び 工 事 用 材 料	占有面積1平方メートルにつき1月	1,600	210	2,400	据置き
仮 設 建 築 物 及 び 一 時 収 容 施 設	占有面積1平方メートルにつき1月	440	54	530	50

2 道路法施行令の一部改正に伴い、道路法第32条第1項第3号に掲げる施設について、新たに自動運行補助施設に係る区分を設け、同施設の占有に係る占有料を次のとおり徴収することとしました。

占 用 物 件				単 位	市 街 化 区 域	そ の 他 の 区 域
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設	自動運行補助施設	導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	16	2
			その他のもの		50	5
		標示柱その他の柱類		1本につき1年	4,200	420
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,600	260
			地下に設けるもの		1,600	160

この条例は令和6年4月1日から施行することとしました。